

五島市社会福祉協議会福祉活動推進協力校事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、今後の地域福祉の担い手となる小・中・高等学校の児童・生徒に対して、社会福祉に関する意識の高揚を図るため、福祉活動推進協力校（以下「協力校」という。）を指定し、社会福祉に関する諸事業を通じて、相互扶助の精神の育成や共同募金活動への理解を深めるとともに、児童・生徒を通じてこれを家庭及び地域に普及させることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、五島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(事業及び活動内容)

第3条 協力校は、学校及び地域の実情を踏まえ、独自の創意と計画に基づき、児童・生徒及び地域住民に対して福祉意識の高揚を図り、自主活動として次に掲げる事業及び活動を行う。

- (1) 社会福祉についての理解を高めるための学習会、講演会、映画上映会等
- (2) 地域の高齢者や障がい児・者への訪問、文化祭、体育祭等学校行事への招待
- (3) 社会福祉施設への訪問、見学、奉仕等
- (4) 地域内の清掃作業、美化活動、文化財の保護等の奉仕活動
- (5) 老人福祉週間、児童福祉週間、障害者週間、共同募金、歳末たすけあい運動等の社会福祉関係行事への協力
- (6) その他、目的達成のために必要と認められる事業及び活動

(審査委員及び助成の決定等)

第4条 本会会長は、審査委員会に審査を依頼し協力校を指定する。

2 審査委員は共同募金会五島市支会運営委員をもって充てる。

3 本事業による協力校指定期間は、1年間とする。ただし必要に応じて次年度以降も審査のうえ協力校に指定することができる。

(助成等)

第5条 本会会長は、協力校に対して別表の区分により助成金を交付するものとし、助成金の交付に関しては、社会福祉事業助成金交付要綱の定めるところによるものとする。

2 申請者は、助成事業等が完了したとき又は当該年度終了後、20日以内に助成事業実績報告書（様式第4号）、事業報告書、収支決算書、領収書の写し、その他本会会長が必要と認める書類を提出しなければならない。

3 本会会長は、協力校の要請により、行事計画への支援や福祉情報、資料の提供、機材（フィルム・ビデオ等）貸出等、必要に応じて援助を行うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるものを除き、本事業の実施に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成28年4月1日から一部改正する。

別表

区 分	金 額
児童生徒数 100 人未満	30,000円以内
児童生徒数 100人以上 300人未満	50,000円以内
児童生徒数 300人以上	70,000円以内